

許可番号 第007570510746号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 静岡県静岡市駿河区豊田二丁目7番9号

氏 名 静和エンバイロメント株式会社
代表取締役 和波剛

優
良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

複写厳禁

本許可証の写しを複写・印刷し
使用することを禁止します。
許可取得の為の使用は無効です。

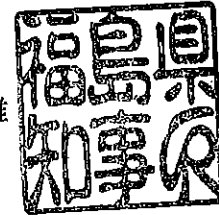
静和エンバイロメント株式会社

許可の年月日
許可の有効年月日

複写厳禁

本許可証の写しは許可内容の提示を目的に
限りに発行され、
許可取得のための使用は無効とす
令和6年3月31日
令和6年1月20日

静和エンバイロメント株式会社



1 事業の範囲

- (1) 事業の区分 収集運搬（積替え及び保管行為を含まない。）
(2) 特別管理産業廃棄物の種類

①燃え殻（特定有害産業廃棄物）②汚泥（特定有害産業廃棄物）③廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類又は特定有害産業廃棄物）④廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの又は特定有害産業廃棄物）⑤廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの又は特定有害産業廃棄物）⑥ばいじん（特定有害産業廃棄物）⑦感染性産業廃棄物⑧廃PCB等（電気機器又はOFケーブル（PCBを絶縁材料として使用した電気機器又はOFケーブルを除く。）に使用された絶縁油であって、微量のPCBによって汚染されたものが廃棄物となったものに限る。）⑨PCB汚染物（微量PCB汚染廃電気機器等に限る。）⑩PCB処理物（微量PCB汚染廃電気機器等に限る。）

以上10種類

※特定有害産業廃棄物に係る有害物質の項目は裏面記載のとおり

- 2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3 許可の条件

- 4 許可の更新又は変更の状況
裏面記載のとおり

- 5 積替え許可の有無 有・☒無

- 6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 ☒有・無

特定有害産業廃棄物に係る有害物質の項目

- ①燃え殻（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物若しくは六価クロム化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）
以上3項目
- ②汚泥（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1, 4-ジオキサン若しくはダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）
以上24項目
- ③廃油（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン若しくはベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。）
以上11項目
- ④廃酸（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物若しくは1, 4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。）
以上23項目
- ⑤廃アルカリ（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1, 4-ジオキサン若しくはダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）
以上24項目
- ⑥ばいじん（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物若しくはダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）
以上3項目

以上6種類

許可の更新又は変更の状況

新規許可年月日	平成18年5月18日	
延長措置年月日	平成23年3月22日	環境省告示第16号により平成23年8月31日まで期間延長
廃止届出年月日	平成23年6月30日	(廃石綿等の廃止)
更新許可年月日	平成23年9月1日	
変更許可年月日	平成23年9月1日	(燃え殻及びばいじんの項目並びに、汚泥、廃酸及び廃アルカリの特定有害産業廃棄物の項目追加)
変更届出年月日	平成23年10月17日	(住所の変更)
変更許可年月日	平成24年8月10日	(廃PCB等、PCB汚染物及びPCB処理物の追加)
変更許可年月日	平成25年9月13日	(汚泥、廃酸及び廃アルカリに1, 4-ジオキサンの追加)
更新許可(優良認定)年月日	平成26年1月21日	
変更届出年月日	令和2年6月15日	(法人名称の変更)
更新許可(優良認定)年月日	令和3年3月31日	(有効期間 令和3年1月21日～令和10年1月20日)